

9月5日(日)は

【投票時間】

午前7時～午後6時

【投票場所】

村内の各投票所

「茨城県知事選挙」・「東海村長選挙」の投票日です

感染症対策

投票日当日の混雑緩和のため

期日前投票にご協力ください

【期日前投票期間】

▽茨城県知事選挙…8月20日(金)から9月4日(土)まで

▽東海村長選挙…9月1日(水)から4日(土)まで

【期日前投票時間】

午前8時30分～午後8時

【期日前投票場所】

101会議室(役場別館)

9月1日(水)以降は、「茨城県知事選挙」と「東海村長選挙」の期日前投票を、一度に行うことができます！



告示日(立候補届出受付日)

▽茨城県知事選挙…8月19日(木)

▽東海村長選挙…8月31日(火)

投票できる方

満18歳以上(平成15年9月6日までに生まれた方)で、令和3年6月1日までに▽住民票が作成された▽転入の届出をした▽のいずれかに該当し、引き続き3か月以上、東海村の住民基本台帳に記載されている方※令和3年5月19日から30日までに転入した方は8月30日(月)から、令和3年5月31日および6月1日に転入した方は9月1日(水)から茨城県知事選挙の期日前投票ができます。

なお、右の条件に該当する方であっても、投票を行う時点で茨城県外(県知事選挙の場合)、東海村外(村長選挙の場合)に転出されている方は投票できません。

投票所入場整理券

投票の際は、世帯ごとに郵送される「投票所入場整理券」から、ご自分の氏名が書かれた投票所入場整理券を切り離してお持ちください。何らかの事情で投票所入場整理券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人本人であることが確認できれば投票できますので、投票所係員にお申し出ください。

投票所

投票日(9月5日(日))当日は、投票所入場整理券に記載された投票所で投票してください(下表参照)。

投票所名

投票場所

第1投票区投票所	真崎コミュニティセンター
第2投票区投票所	村松コミュニティセンター
第3投票区投票所	中丸コミュニティセンター
第4投票区投票所	舟石川保育所
第5投票区投票所	外宿2区自治会集会所
第6投票区投票所	石神コミュニティセンター
第7投票区投票所	亀下区自治会集会所
第8投票区投票所	白方コミュニティセンター
第9投票区投票所	村松幼稚園
第10投票区投票所	村民活動センター
第11投票区投票所	中央公民館
第12投票区投票所	舟石川コミュニティセンター
第13投票区投票所	南台区自治会集会所
第14投票区投票所	船場区自治会集会所

期日前投票制度

「期日前投票制度」は、仕事や旅行等の理由で投票日当日に投票できない場合でも、投票日の前に投票できる制度です。投票所入場整理券の裏面が「宣誓書」となっていますので、期日前投票を行う際は、宣誓書に必要事項を記入の上、期日前投票所へお持ちください。※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、投票日当日の混雑を緩和するため、期日前投票を積極的にご利用ください。

不在者投票制度

村の選挙人名簿に登録されている方で、期日前投票の期間や投票日当日に出張や旅行などで村外の市区町村(遠隔地)に滞在しているため投票に行くことができない方は、滞在先の市区町

【お詫び】投票できる方の記載内容について誤りがありました。この紙面はデータを修正し、正しい情報を記載しています。

村では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します。

【新型コロナウイルス感染症対策】

- ▽全ての投票所(期日前投票所を含む)にアルコール消毒液を設置します。
- ▽投票所の職員はマスクを着用します。
- ▽受付、名簿対照係および投票用紙交付係の面前には、飛散防止フィルムを設置し、感染リスクの低減に努めます。
- ▽全ての投票所に使い捨て鉛筆を用意します。※ご自分の鉛筆またはシャープペンシルをお持ちいただいても構いません。
- ▽投票用紙記載台や貸出物品(車いす等)の消毒を徹底します。
- ▽投票用紙記載台は一定の間隔を空けて設置し、他の有権者との距離を確保します。
- ▽投票所内の定期的な換気を実施します。
- ▽混雑緩和のため、投票所の混雑状況や期日前投票者数を、村公式ホームページ等でお知らせします。

【皆さんへのお願い】

- ▽マスクの着用、咳エチケットの遵守、来場前と帰宅後の手洗い・消毒にご協力ください。
- ▽周りの方と一定の距離を保ち、会話は控えください。
- ▽村公式ホームページ等をご覧の上、混雑する時間帯を避けてご来場ください。
- ▽アレルギー等によりアルコール消毒が困難な方は、係員へお申し出ください。

期日前投票を積極的にご利用ください！

投票所滞在時間を短縮するため、事前に投票所入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」へ必要事項をご記入ください。



新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方が、外出自粛期間中にも選挙権を行使できるよう、郵便等を用い

特例郵便等投票

▽茨城県知事選挙：8月20日(金)から9月4日(土)まで▽東海村長選挙：9月1日(水)から4日(土)まで※滞在先の市区町村選挙管理委員会により執務時間等が異なりますので、不在者投票を行う際は、必ず滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

【不在者投票のできる期間】

は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会に郵送されます。

②滞在先での不在者投票

届いた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票を行ってください。投票を終えた投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会に郵送されます。

①投票用紙等の請求

【不在者投票制度の手続き】

村選挙管理委員会「不在者投票」を行うことができません。

贈らない・求めない・受け取らない！「3ない運動」で明るい選挙の推進を！

政治家(立候補者、立候補予定者、現に公職にある方)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、選挙の有無にかかわらず、法律で禁止されています。また、有権者が寄付を求めることも禁止されています。違反した場合、政治家ばかりでなく有権者も処罰の対象となります。ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

「選挙公報」をご覧ください

候補者の氏名や経歴、政見等を記載した「選挙公報」を、茨城県知事選挙は8月25日(水)に、東海村長選挙は9月3日(金)に、新聞(スポーツ新聞を除く)へ折り込み配布する予定です。役場や村内の公共施設、村内のスーパーやコンビニエンスストアなどに設置するほか、村公式ホームページからもご覧いただけます。郵送を希望する方(今回の選挙の選挙権を有する方に限る)は、電話で、村選挙管理委員会へお早めに申し込みください。

問い合わせ

東海村選挙管理委員会(役場行政棟3階) 課内 319・1192 東海3・7・1 局 1711 内線 1312・1313 総務 282

て投票する制度(特例郵便等投票)が創設されました。一定の要件を満たすことで利用できます。※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。